

# News Release



## 電気事業法改正に伴う約款届出および料金メニューについて

平成11年12月27日  
北陸電力株式会社

電気事業法の改正により、平成12年3月21日より特別高圧のお客さまを対象とした小売り自由化が実施されます。このため、当社では、送電線ネットワークの利用ルールとなる接続供給約款および振替供給約款 ならびに お客さまが誰からも電気の供給を受けられない場合に電気の供給を保障する最終保障約款について、電気事業審議会の報告や関連する通商産業省令等を踏まえながら検討を進めてまいりましたが、本日、上記約款を通商産業大臣に届出いたしましたのでご案内いたします。

また、特別高圧で電気をお届けしているお客さま向けのメニューとして、標準的な小売り料金メニュー(標準メニュー)を設定いたしました。あわせて、お客さまの電力負荷設備の稼働状況を向上していただければお得になるメニューや、夜間、土曜・日曜・祝日などのご使用を増やしていただくほどお得になる新しいメニューを別紙のとおり設定いたしましたのでお知らせいたします。

今後とも、引き続き低廉・良質・安定・クリーンな北陸電力ブランドの電気を選んでいただけるよう、電気のご使用実態にあわせた最適料金プランのご提案をするなど、お客さまのご要望にきめ細かくお応えしてまいります。

なお、小売り自由化にあたり、当社は、公平・公正な競争の観点から、小売託送のご相談から契約締結・サービス開始後の料金の請求など、小売託送業務を一元的に行う「送電サービスセンター」を新たに設置いたしました。営業部門と異なる組織を設置したことにより、新規参入者に関する情報遮断を厳正に実施してまいります。

当社は、公益的課題の担い手として、エネルギーセキュリティの確保、環境保全、供給信頼度の確保に積極的に取り組むとともに、全従業員が一丸となって経営効率化の実効をあげてまいる所存でありますので、よろしく願いいたします。

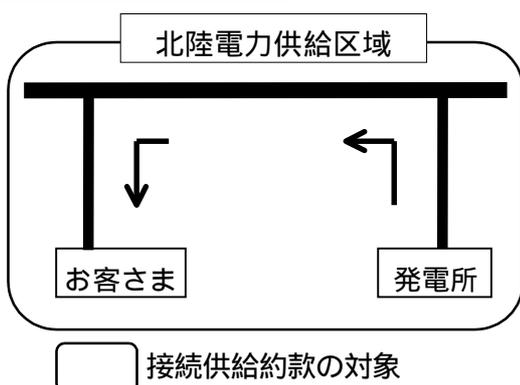
以上

## 接続供給約款，振替供給約款および最終保障約款の概要

### 1. 接続供給約款

- ・特定規模電気事業者（電気小売事業を行う事業者）から受電した電気を，当該特定規模電気事業者と契約している当社供給区域内の自由化対象のお客さま（特別高圧受電のお客さま）へ供給する場合の料金およびその他の供給条件を定めた約款

#### 接続供給のイメージ



特定規模電気事業者の発電所から送り出された電気は，当社の基幹系送電線に送られます。  
この後，変電所等を経て，特定規模電気事業者へお届けし，お客さまへ供給されます。

#### 料金率

	基本料金	電力量料金
標準送電サービス	485円/kW	1円37銭/kWh
時間帯別送電サービス		(昼間) 1円50銭/kWh (夜間) 1円20銭/kWh
ピークシフト割引	410円/kW	-
近接性評価割引	-	1銭/kWh (対象地域富山県)

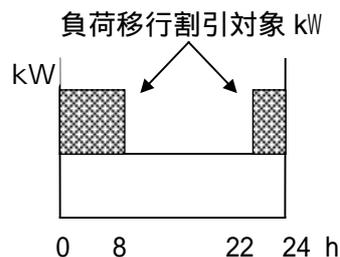
#### [参考1] 平均単価とモデル料金（標準送電サービス）

平均単価	モデル料金		
	月間稼働時間		
	350時間	450時間	550時間
2円20銭/kWh	2円55銭/kWh	2円29銭/kWh	2円12銭/kWh

(注) 電源開発促進税相当額を含む

#### [参考2] ピークシフト割引

接続供給において，夜間への負荷移行を評価し，昼間の最大電力を上回る部分を割り引く制度。



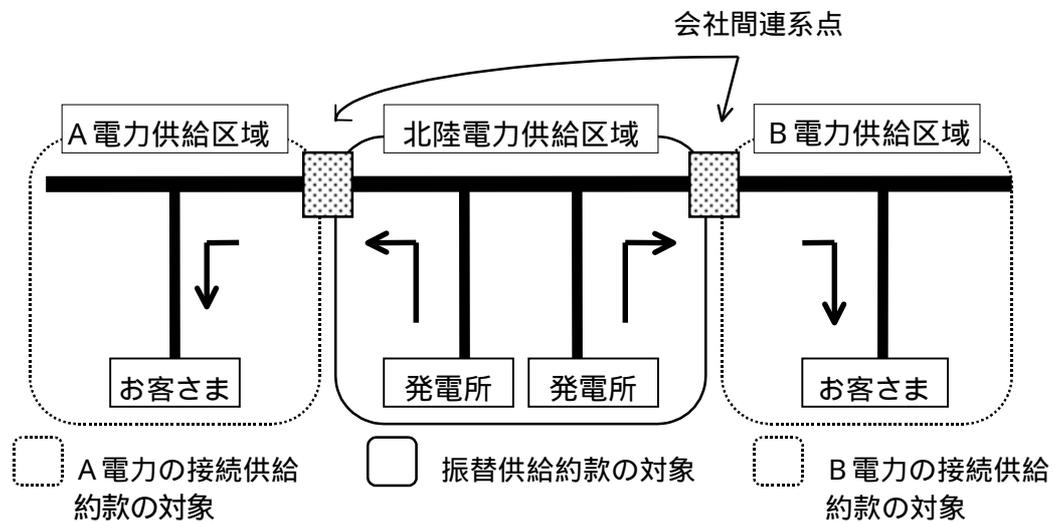
## 2. 振替供給約款

- ・ 契約者から受電した一般電気事業の用に供するための電気および特定規模電気事業の用に供するための電気を，隣接する電力会社との会社間連系点において当該契約者へ供給するときの料金およびその他の供給条件を定めた約款

料金率

1 kWh 当り	24 銭
----------	------

### 振替供給のイメージ



特定規模電気事業者の発電所から送り出された電気は，最初に当社の基幹系送電線に送られます。

この後，連系点，A・B社の基幹系送電線，変電所等を経て，特定規模電気事業者へお届けし，お客さまへ供給されます。

### 3. 最終保障約款

- ・自由化対象のお客さまのうち、いずれの電力供給者とも電気の需給契約についての交渉が成立しないお客さまに対し、電気の供給を保障するための料金およびその他の供給条件等を定めた約款。
- ・料金は、標準メニューの2割増しの水準。

#### 料 金 率

	基本料金	電力量料金
最終保障業務用電力	1,710円/kW	(夏季) 19円03銭円/kWh (その他季) 17円30銭円/kWh
最終保障特別高圧電力	1,680円/kW	(夏季) 12円04銭円/kWh (その他季) 10円94銭円/kWh
最終保障予備電力	・予備線は常時供給分の5%, 予備電源は常時供給分の10%に相当するものを適用	・常時供給分の該当料金を適用

注1：最終保障業務用電力は、20kVまたは30kV供給の場合

注2：最終保障特別高圧電力は、60kVまたは70kV供給の場合

### 4. 実施日 平成12年3月21日

### 5. 問い合わせ先

接続供給約款・振替供給約款	北陸電力 送電サービスセンター 住所 〒930-0858 富山県富山市牛島町 14-10 TEL 076-433-8986 (直通) FAX 076-433-8987
最終保障約款	北陸電力 各支店支社 営業部営業課 自由化担当 または 本店 営業部営業課 自由化担当 住所 〒930-8686 富山県富山市牛島町 15-1 TEL 076-441-2511(代表) FAX 076-433-9977

以 上

## 標準メニューの概要

標準メニューの適用条件，単価等内容はこれまでの電気供給約款・選択約款と同じです。

業務用 (ビル・店舗などのお客さま)	産業用 (工場などのお客さま)	備考
業務用特別高圧電力	特別高圧電力	スタンダードなメニュー
業務用特別高圧 季節別時間帯別電力 (業務用加外け付契約)	特別高圧 季節別時間帯別電力 (産業用加外け付契約)	夜間，日曜・祝日などのご使用を増やしていただくほど，お得なメニュー
業務用特別高圧 自家発補給電力	特別高圧 自家発補給電力	自家発設備の事故，定期検査時にご使用いただくメニュー
業務用 蓄熱調整特別高圧契約	産業用 蓄熱調整特別高圧契約	蓄熱機器システムによって，昼間から夜間へ負荷移行をしていただくことにより，割引くメニュー
臨時特別高圧電力 予備特別高圧電力		

## 料 金 率

	基本料金	電力量料金
業務用特別高圧電力	1,425円/kW	(夏季) 15円86銭/kWh (その他季) 14円42銭/kWh
業務用特別高圧 季節別時間帯別電力 (業務用加外け付契約)	1,425円/kW	(ピーク時間) 23円89銭/kWh (夏季) 20円96銭/kWh (その他季) 19円51銭/kWh (夜間時間) 6円20銭/kWh
特別高圧電力	1,400円/kW	(夏季) 10円03銭/kWh (その他季) 9円12銭/kWh
特別高圧 季節別時間帯別電力 (産業用加外け付契約)	1,400円/kW	(ピーク時間) 14円34銭/kWh (夏季) 12円58銭/kWh (その他季) 11円43銭/kWh (夜間時間) 6円07銭/kWh

注1：業務用特別高圧電力，業務用加外け付契約は，20kVまたは30kV供給の場合

注2：特別高圧電力，産業用加外け付契約は，60kVまたは70kV供給の場合

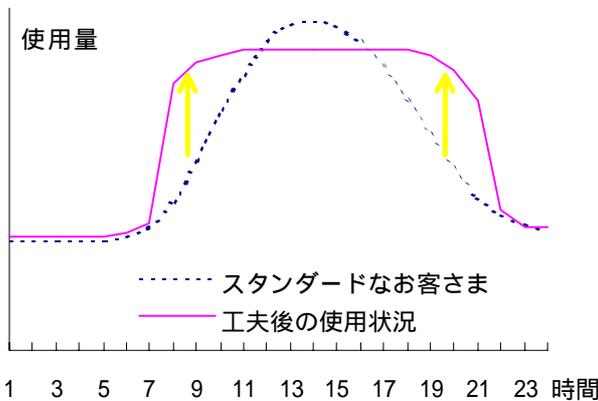
実施日 平成12年3月21日

以上

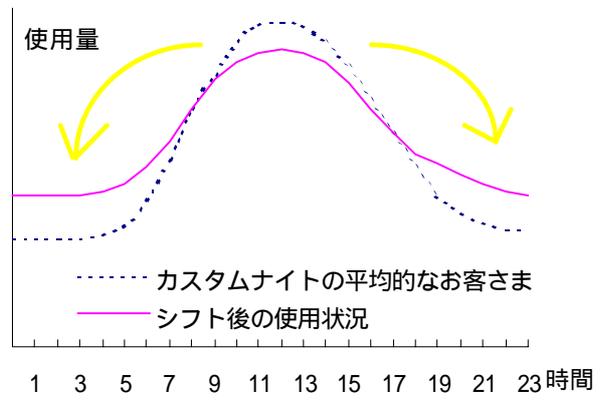
新たに設定したメニューの概要

業務用 (ビル・店舗などのお客さま)	産業用 (工場などのお客さま)	備考
業務用特別高圧電力 (業務用ハイランド契約)	特別高圧電力 (産業用ハイランド契約)	お客さま設備の稼働状況を向上していただくほど、電気料金がお得になるメニュー
業務用特別高圧 季節別時間帯別電力 (業務用スーパーナイト契約)	特別高圧 季節別時間帯別電力 (産業用スーパーナイト契約)	お客さま設備の稼働状況を向上していただくとともに、更に夜間、日曜・祝日などのご使用を増やしていただくほど、電気料金がお得になるメニュー
業務用特別高圧 ウィークエンド契約 (季節別曜日別)	-	お客さま設備の稼働状況を向上していただくとともに、土曜、日曜・祝日など休日のご使用を増やしていただくほど、電気料金がお得になるメニュー

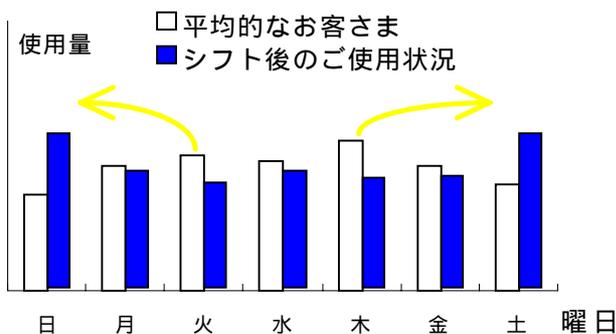
ハイランド契約



スーパーナイト契約



ウィークエンド契約



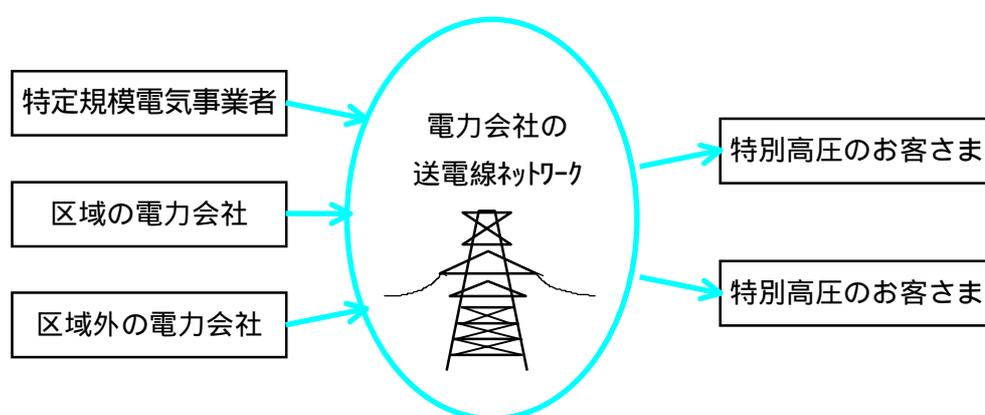
実施日 平成12年4月1日

以上

(参考資料)

## 小売り部分自由化後のスキーム

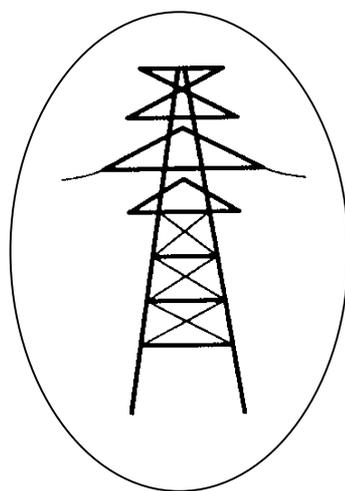
特別高圧のお客さまは、自由に電気供給者を選択することができます。この際、電力会社は、保有する送電線ネットワークを新規参入となる特定規模電気事業者( )等に提供します。



電気の供給は、お客さまとの協議による個別契約となります。ただし、いずれの供給者とも契約がまとまらない場合、区域の電力会社が最終保障約款により供給いたします。

特定規模電気事業者	自由化対象のお客さまへ電気を販売する事業者。 ・電力会社の送電ネットワークを利用し、誰でも新規参入可能。 (届出のみ、許可不要) ・特定規模電気事業には、一般電気事業者(電力会社)が他の一般電気事業者の供給エリアへ進出する場合も含む。
-----------	--

# 接続供給サービスのご案内



平成11年12月

 北陸電力株式会社

## 1．接続供給サービスについて

接続供給とは、当社が特定規模電気事業者から一旦電気を受電し、送電ネットワークを介して、同時に別の場所の、同じ特定規模電気事業者に電気の供給を行うものです。その際、発電が需要の変化に追いつけなかったり、発電機が事故により発電できなくなったりした場合などに、不足する電気の補給を併せて行うものです。

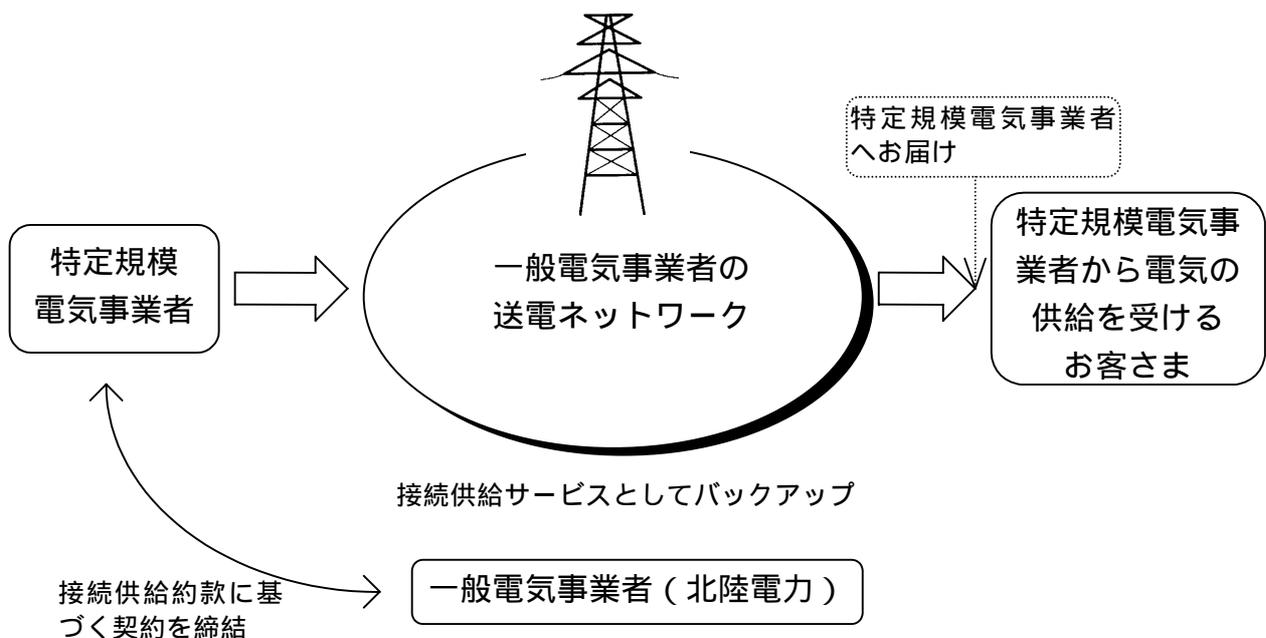
特定規模電気事業者とは、特定規模電気事業を営むことについて通商産業大臣に届け出た者をいいます。

特定規模電気事業とは、特定規模需要（特別高圧で受電し、最大電力が原則2,000kW以上の需要）に、一般電気事業者の送電ネットワークを介して、電気の供給を行う事業をいいます。

接続供給サービスは通商産業大臣に届け出た当社の「接続供給約款」に基づき実施いたします。

接続供給サービスを希望される特定規模電気事業者の方は、接続供給サービスの専用窓口である送電サービスセンターにご相談あるいはお申し込みください。

### < 接続供給サービスのイメージ >



## 2. ご利用について

### (1) 契約の単位

お申し込みいただく特定規模電気事業者の方を契約者として契約を結ばせていただきます。

### (2) 契約電力の決定

契約電力は、当社が電気を供給する地点ごとに最大電力等を基準に、契約者と当社との協議により定めます。

### (3) 契約期間

契約期間は1年間とし、契約期間満了に先だって契約内容の変更申込みなどがない場合は1年ごとに自動的に継続されるものとします。

### (4) 受電電圧・供給電圧

接続供給における電気を受け渡しする地点の電圧（受電電圧・供給電圧）は特別高圧とします。

### (5) 需要に応じた電気の供給

特定規模電気事業者の方には、その方から供給を受けるお客さまの電気の使用量に応じた発電（同時同量）をお願いします。30分ごとに発電量と使用量が一致するように調整していただきます。

### (6) 送電ネットワークへの接続

当社の送電ネットワークへの接続にあたっては、法令等に従い、かつ、系統連系技術要件を遵守していただきます。

### (7) 接続供給の実施と給電指令の遵守

送電ネットワークの運用上、接続供給の実施に先だち、予定値をあらかじめ当社にお知らせしていただきます。

また、必要により、当社は発電機の出力調整などの給電指令を行うことがあります。この場合、当社の給電指令に従っていただきます。

### (8) その他

ここに記載の事項も含め、詳細については接続供給約款によります。

### 3 . お申込みについて

#### ( 1 ) お申込み先

お申込みは送電サービスセンターで承ります。

#### ( 2 ) 接続検討のお申込み

接続供給を希望される特定規模電気事業者の方は、発電設備の場所、仕様、能力などを明らかにして、送電サービスセンターに、発電設備を送電ネットワークに接続するための検討（接続検討）のお申込みをしていただきます。

#### ( 3 ) 検討料

接続検討に要する検討料として、1地点1検討につき20万円に消費税等相当額を加えた金額を、お申込み時に申し受けます。

#### ( 4 ) 接続検討

接続検討のお申込みをいただいた場合、送電サービスセンターは、接続供給の実施に伴う新たな供給設備の施設または変更について検討します。

#### ( 5 ) 検討結果の通知

送電サービスセンターは、お申込みをいただいてから、原則として3ヶ月以内に検討結果をお知らせします。

#### ( 6 ) 契約のお申込み

接続検討の検討結果をご承認のうえ、接続供給契約をご希望される場合は、電気を供給する需要場所、受電設備、負荷設備などを明らかにして、送電サービスセンターに接続供給契約のお申込みをしていただきます。

#### ( 7 ) 接続供給の開始

送電サービスセンターは、特定規模電気事業者の方と協議のうえ、接続供給開始日を定め、接続供給準備その他の必要な手続きを経たのち、接続供給を開始します。

## 4 . サービス内容および料金について

### ( 1 ) 送電サービス

電気のお届け先で計量される接続供給の電気（供給電力）に適用します。標準送電サービスと時間帯別送電サービスのいずれかを選択していただきます。

#### 標準送電サービス

基本料金 =  $485 \text{ 円} / \text{kW} \times \text{送電サービス契約電力(kW)} \times (185 - \text{力率}) \div 100$   
電力量料金 =  $1.37 \text{ 円} / \text{kWh} \times \text{供給電力量(kWh)}$

#### 時間帯別送電サービス

基本料金 =  $485 \text{ 円} / \text{kW} \times \text{送電サービス契約電力(kW)} \times (185 - \text{力率}) \div 100$   
電力量料金（昼間） =  $1.50 \text{ 円} / \text{kWh} \times \text{供給電力量(kWh)}$   
電力量料金（夜間） =  $1.20 \text{ 円} / \text{kWh} \times \text{供給電力量(kWh)}$

（注）時間帯別送電サービスにおける「昼間」とは毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。ただし、日曜日、祝日、1 月 2 日～ 4 日、5 月 1 日・ 2 日、12 月 30 日・ 31 日の該当する時間を除きます。「夜間」は「昼間」以外の時間をいいます。

上記のほか、以下の割引・割増しをいたします。

- ・ 発電設備の立地地点に応じて、「近接性評価割引」を適用します。（対象地域 富山県：電力量料金より 1 銭 / kWh）
- ・ 年間を通じての最大の供給電力が夜間時間に発生する場合、ピークシフト電力に応じて、「ピークシフト割引」を適用します。（ピークシフト割引：基本料金より 410 円 / kW）

消費税等相当額は別途申し受けます。

### ( 2 ) 負荷変動対応電力

特定規模電気事業者の方に、その方から供給を受けるお客さまの電気の使用量に応じた発電をしていただいた上で、さらに生じた不足電力をバックアップするものです。送電サービス契約電力の 3 % 相当までの不足電力に適用します。

負荷変動対応電力料金 =  $8.81 \text{ 円} / \text{kWh} \times \text{使用電力量(kWh)}$

変動範囲（送電サービス契約電力の 3 %）を超過した不足電力の発生時には、変動範囲超過分について、上記の負荷変動対応料金の 1.5 倍の契約超過金を申し受けます。

燃料費調整制度が適用されます。

消費税等相当額は別途申し受けます。

(3) 事故時補給対応電力

発電機の事故などにより、特定規模電気事業者から供給を受けるお客さまの電気の使用量に応じた発電ができず、生じた不足電力をバックアップするものです。

$$\begin{aligned} \text{基本料金} &= 1,380 \text{ 円} / \text{kW} \times \text{事故時補給契約電力(kW)} \times (185 - \text{力率}) \div 100 \\ \text{電力量料金} &= 14.41 \text{ 円} / \text{kWh} \times \text{使用電力量(kWh)} \end{aligned}$$

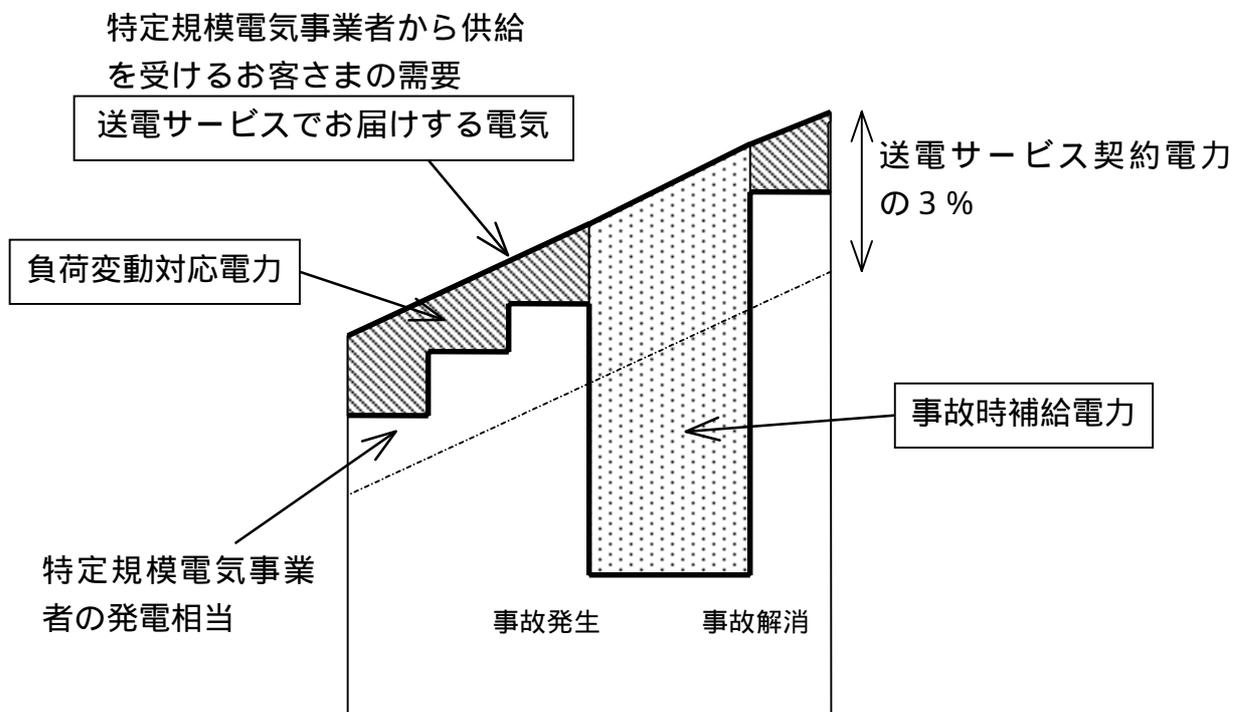
燃料費調整制度が適用されます。  
消費税等相当額は別途申し受けます。

(4) その他

このほか、ご希望に応じて、臨時送電サービス、予備送電サービスもご利用いただけます。

また、ご希望により、特定規模電気事業者の方の発電機の定期検査・定期補修の際に生じる不足電力のバックアップを承ります。

<ご利用料金のイメージ>



## 参 考

### 送電サービスセンター設置の目的と必要性

改正電気事業法の施行により、平成12年3月21日より特別高圧のお客さまを対象とした電力小売り部分自由化が実施されますが、電力の小売り事業を新たに行う場合（特定規模電気事業と定義されます）には、発電設備を電力会社が保有する送電ネットワークに接続し、その電気を、送電ネットワークを利用して需要地点まで託送する必要があります（これを「接続供給」といいます）。

送電ネットワークには、電力会社の電気設備のほかに多数のお客さまが接続し利用しており、今後とも送電ネットワーク全体を安定に維持していくため、新規参入者にもご協力いただくことが極めて重要になってまいります。

このため、新規参入者には、託送を行う電力会社に対し、発電設備に関する情報、その顧客情報、および設備増強の要否を判断するために必要な諸情報を予め示していただく必要があり、また送電ネットワークを安定して運用するために運用上のルールを遵守していただくこととしています。

一方、競争相手である電力会社に対して顧客情報などを提供することは、新規参入者にとって不利になる可能性も考えられることから、電気事業審議会は電力会社に対して、新規参入者の情報提供窓口は営業部門ではなく送電部門とすること、および送電部門の中立性を確保するために送電部門と営業部門との間の情報遮断のための措置を求めています。

こうしたことから、当社は、公平・公正な競争の観点から、小売託送のご相談から契約締結・サービス開始後の料金請求など小売託送業務を一元的に行い、新規参入者に関する情報遮断を厳正に実施するため、当該業務担当部署として、新たに「送電サービスセンター」を設置することとしたものです。

#### （参考）電気事業審議会が求めている主な情報遮断のための措置

- ・ 託送に関連した新規参入者の情報提供窓口は営業部門ではなく送電部門とする。
- ・ 送電部門と他部門とは別フロアーにする等、物理的に隔絶する。
- ・ 送電部門の従業員は、発電部門や営業部門の業務を行なわない。
- ・ 送電部門と営業部門との人事交流に当たっては、両部門の情報遮断を確保する。
- ・ 送電部門に提供された情報については、新規参入者の名称を符号化して扱う等の対応により、その情報を他部門が活用できないよう厳正に管理する。

以 上

接続供給サービスのお問い合わせ・お申込み先

**北陸電力株式会社 送電サービスセンター**

〒930-0858 富山市牛島町14-10

TEL: 076-433-8986 (直通)、FAX: 076-433-8987

<受付時間: 月曜から金曜の平日8時40分から17時20分まで>